

平成11年12月8日

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会 井形昭弘 部会長 殿

介護給付費部会 星野進保 部会長 殿

京極高宣

重度障害者に対し専門的に対応している介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
への職員体制加算についての意見書

1. 特別養護老人ホームには、従来から視覚障害や聴覚言語障害及び知的障害を有する障害者が多数入所しており、これら障害者の処遇にあたっては、要介護度にかかわらず意思伝達、行動見守り及び生活環境の安全対策等の点で、特別な対応及び専門性が要求されている。
2. 具体的には、各施設において、視覚、聴覚言語、知的の各障害に起因する特殊性に応じた、利用者の危険防止をはじめとする、点字・歩行・手引き介助・誘導・声かけ等きめ細かなサービスの提供を行うため、専門の職員がその処遇にあっている。
3. 療養型病床群が医療特有の理由で配慮されているように、これら障害者の専門的なサービスの提供については、福祉特有の理由として特別養護老人ホームへの障害者加算の導入が是非とも必要である。

要 望 書

平成11年12月8日

厚生省老人保健福祉局

局長 大塚 義 治 殿

全国盲老人福祉施設連絡協議会

会 長 本 間 昭 雄

全国盲老人福祉施設連絡協議会（以下「全盲老連」という。）では平成12年4月1日からの介護保険制度実施に向け、支障なく移行できるよう努めているところです。

しかしながら、全盲老連に加盟している特別養護老人ホームでは、多くの視覚障害者が入所しており、盲という特殊性を理解するとともに、きめ細かな専門的なサービスが要求されております。職員は危険防止をはじめ、点字・歩行・手引介助・誘導・声かけ等、必要不可欠なケアを行い、より一層の利用者処遇に繁栄させるために、日々努力しているところであります。

ここに資料を添付するとともに、是非ご理解をいただき介護保険に係る特別な介護加算の創設をお願いいたしたく要望いたします。

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）における視覚及び聴覚言語障害者等加算についての要望書

特別養護老人ホームにおける視覚障害者、聴覚言語障害者及び知的障害者への処遇は、意思伝達や安全対策等の点で特別な対応が必要である。

これら生活支援のための体制を確保するため、視覚障害、聴覚言語障害等を有する者が入所している場合については、介護報酬上の加算措置を講じられたい。

平成11年12月8日

全国老人福祉施設協議会
会長 中



医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長

介護給付費部会長

井形 昭弘 殿

星野 進保 殿